

豊岡市役所新庁舎の食堂運営者募集に関する要項

平成25年4月に供用開始を予定している豊岡市役所新庁舎には、職員の福利厚生と来庁者の利便性を考慮し、食堂を併せて整備することとしている。

そこで、この食堂を運営する事業者を次のとおり豊岡市内に事務所を設ける障害者通所施設を対象に募集することとする。

1. 事業概要

- (1)目的 庁舎に食堂を整備して障害者の就労支援の場とすることで、障害者の就労機会の拡大と自立を支援するとともに、市職員の福利厚生、来庁する市民の利便性を高めることを目的とする。
- (2)募集内容 豊岡市役所における食堂の運営者募集
- (3)設置場所 豊岡市役所本庁舎（豊岡市中央町2番4号） 2階東側
- (4)面積 270㎡（うち厨房面積70㎡、客席数100席）
（客席の一部は、職員等の弁当持参・持ち込みも可とする。）
- (5)運営開始時期 平成25年4月1日

2. 使用許可 応募の結果、運営させることに決定した事業所は、食堂の使用権限に関する手続きとして行政財産目的外使用許可申請を提出し使用許可を取ること。使用許可期間は平成25年度の1年間とし、以後も更新をしようとする場合は予め毎年度使用許可申請手続きを行うものとする。

3. 応募条件

- ① 豊岡市内に事務所を設ける障害者通所施設を運営する事業所であること。または当該事業所の協業体であること。
- ② 基本的に事業所の直営によること。
- ③ 平成25年4月1日における業務開始が可能であること。
- ④ 1日150食程度の食事を提供する能力を有すること。
- ⑤ 食堂運営に必要な障害者、スタッフ等の人員が常に確保できること。
- ⑥ 食堂経営に必要な資格者確保、許認可手続きは事業者において適切に行うこと。
- ⑦ 本市の施設を使用して行う食堂運営であり、良質な商品を低廉な価格で提供できるよう努めること。
- ⑧ 次の運営条件の遵守を確約できること。

4. 運営条件

- ① 本庁舎での勤務職員数は約530人と想定する。
- ② 営業時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、定食等の提供については、時間指定（制限）することも可とする。

- ③ 食事メニュー 定食2種類、麺類3種類、カレー、喫茶程度を想定する。
- ④ 食堂エリア内での自動販売機設置も可とする。(別途使用許可手続きを要する。)
- ⑤ その他売店として食品等の販売も対応すること。
- ⑥ 作業所等の授産製品の販売も可能であること。
- ⑦ その他の物品販売については、市と協議すること。
- ⑧ 市で設置する厨房設備等を除く調理用の什器類・道具類及び消耗品・材料等の準備、維持管理、廃棄物処理及びこれらの費用負担は、全て運営者自ら行うこと。
- ⑨ 光熱水費(電気・水道・ガス)は、子メーターにより積算された実費の全額を運営者が負担すること。
- ⑩ 通信運搬費は、全額運営者が負担すること。
- ⑪ 食堂内の衛生管理上で必要な清掃管理は運営者において行うこと。
- ⑫ 共用部分(エレベーター、トイレ、ミーティング用会議室等)は本庁舎内の施設を無償で利用できるものとする。
- ⑬ 運営者は、衛生管理を徹底し、そのための管理体制を確立すること。
- ⑭ 運営者は、食堂運営上で発生した事故については、運営者の責任において処理すること。また、事故が発生した場合は速やかに市に報告すること。
- ⑮ 運営者は、食品営業賠償共済またはこれと同等の内容の保険に加入すること。その他、食堂運営上で発生した事故等に対応するための保険に加入すること。
- ⑯ 運営者の責任により使用物件の全部、または一部に損害を与えたときは、運営者は市に対して損害額に相当する金額を補償すること。

5. 使用料

- ① 行政財産目的外使用許可による使用料金を、別に定める納付期限内に支払うこと。使用料は、月額47,900円(70%減免済額)を超えない範囲で使用許可の際に定めるものとする。
- ② 使用料の積算対象面積は70㎡(厨房部分)とする。

6. その他の条件

- ① 市において、公用または公共用に供するために使用許可物件を必要とするとき、または運営者が応募条件に違反したときは、市は使用許可を取り消すことができる。運営者は、この場合に生じた損失を市に請求することはできない。
- ② 運営者は、使用期間が満了したとき、または使用許可を取り消されたときは、市の指定する期日までに運営者の責任において使用許可物件を原状に回復させること。なお、運営者が原状回復の義務を履行しないときは、運営者の負担において市が行う。
- ③ 運営者は、使用期間が満了したとき、または使用許可を取り消されたときは、使用許可物件に投じた改良および修繕によって生じた有益費、その他一切の費用を請求できない。
- ④ 運営者は、使用許可物件を他の者に譲渡し、委託し、転貸し、または担保にする

ことはできない。

- ⑤ 運営者は、団体名称及び代表者等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。
- ⑥ 運営者は、市の指定する期日までに経営状況を報告するものとする。
- ⑦ 食堂内外の改装、設備等の増設等が必要となった場合は、事前に市に協議した上で承認を受けた後に運営者の負担により行うこと。
- ⑧ その他詳細は、協定書の内容及び市との協議によること。

7. 運営者の選定方法

提出書類の内容に基づき、食堂運営者選定審査会による面接（食堂経営に関する企画提案等の説明聴取・プレゼンテーション）を行った上で、同審査会において審査を行い、その結果に基づき市長が決定する。

8. 運営者選定評価基準

- ① 団体の経営安定性
- ② 食事の供給能力（人員配置等）
- ③ 障害者の就労計画の内容
- ④ 食堂経営提案書の内容 他

9. 提出書類

- (1) 食堂事業運営申込書 1枚
- (2) 営業概要書（様式1） 1枚
- (3) 主な販売品の希望予定価格調書（様式2） 1枚
- (4) 食堂経営企画書 1式
- (5) 運営法人の平成22年度収支決算書類 1式

10. 提出書類の記載事項

- (1) 食堂事業運営申込書 申込日付、団体所在地、団体名、電話番号、代表者住所、代表者氏名を記入の上、団体及び代表者印を押印してください。
- (2) 営業概要書（様式1） 「団体に係る事項」は定款等に基づいて記入し、「現在の営業状況等」には申込日時点における実績等をご記入ください。「市役所食堂における営業予定概要」には「食堂経営企画書」の内容を抜粋してご記入ください。
- (3) 販売品の希望予定価格調書（様式2） 販売予定の品目について定食、麺類、喫茶等の分類毎にまとめてご記入ください。（必ずしも全てのメニューを記載する必要はありません。）
- (4) 食堂経営企画書 特に様式は定めませんが、次に掲げる事項は必ず記載してください。
 - ① 管理体制（管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活指導員等）

- ② 障害者雇用（就労）体制 障害者の就労予定総数、1日当たりの就労予定
- ③ ①、②を総合した人員配置と1日の勤務シフト案
- ④ 収支計画
- ⑤ その他食堂経営についての企画案

企画案の内容については、応募者の判断にお任せしますが、市役所の食堂運営に応募しようとする理由、障害者通所事業所として安定した食堂経営をするための企画内容、その他の提案をお願いします。

- (5) 運営法人の平成22年度収支決算書類 事業所の決算状況がわかるものとして、総会資料等を提出してください。ただし、1つの運営法人で複数の事業所を運営されている場合において、運営法人全体として経営管理されている場合は運営法人全体の決算状況がわかる総会資料等を提出してください。

(6)その他

- ① 応募のために要する費用は応募者の負担とします。
- ② 提出された全ての応募書類は、審査結果に関わらず返還しません。

11. 応募期間等

(1)応募受付

- ①受付期間 平成23年10月 3日（月）～平成23年10月31日（月）
（土日祝日を除く。8:30～17:15）

- ②応募方法 所定の提出書類を担当課に持参（郵送の場合は上記期間に必着）

- (2)面接・プレゼンテーション 平成23年11月中旬に予定し、応募者に別途連絡します。
面接時間は1団体当たり15分程度を予定し、そのうち5分程度で食堂経営に関する企画案等についてプレゼンテーションを行っていただきます。

- (3)選定結果通知（予定） 平成23年11月30日（水）までに、応募者に文書で選定結果を通知します。

12. 担当課（募集要項の配付、問い合わせ、提出書類の受付等はこちらで行います。）

豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課

〒668-0046 豊岡市立野町12-12（豊岡健康福祉施設）

電話 0796-24-7033 内線3002